

(様式第4号)

上田市行財政改革推進委員会 会議概要

1	審議会名	第5回 上田市行財政改革推進委員会(第3期)
2	日時	平成23年 8月23日(火) 午前10時から正午まで
3	会場	武石地域自治センター2階 第1会議室
4	出席者	増澤会長、宮本副会長、石巻委員、金山委員、小林委員、斉藤委員、佐藤委員、半田委員、堀内美祢子委員、堀内理恵委員、宮沢委員、宮下委員、依田委員
5	市出席者	関行政改革推進室長、西澤係長、市川主査、宮沢主査
6	公開・非公開等の別	公開
7	傍聴者	0人 記者 0人
8	会議概要作成年月日	平成23年 8月31日

協議事項等

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 前回会議録の確認について
 - (2) 第二期集中改革プランの進捗状況について
 - ・ 第二期集中改革プランの進捗状況について説明(事務局)
 - (委員) 住民参加型市場公募債(市民債)について、詳しい説明をお願いしたい。
 - (事務局) これまでの起債とは別に資金調達の自由度を確保するもので、市民から直接資金を調達し、資金の面で市政に参加いただくというもの。この度は、産院の建設資金の一部について発行する予定で、現在はその名称を募集している。
長野市等他市で市民債を発行しているところはあるが、上田市としては初めてとなる。
 - (委員) 今後、このような市民債は増えていくのか。
 - (事務局) 市民債の他に償還に有利な起債があればそれを活用することになるが、資金面で市民に市政に参加いただくという位置づけでもあるので、今後、増えていく可能性はある。
 - (委員) 取組項目「地域協議会の役割の発揮」でH22年度取組状況に「地域協議会の機能強化を検討」とあるが、地域協議会は合併時もう少し権限があったように思うが、現在は、諮問機能的な位置づけになってしまっている。機能強化とするならば、もう少し具体的に権限を与える方法はないのか。
 - (事務局) 各地域協議会は、地域自治センター条例の中で設置が定められている。その意味は、地方自治法上で規定する地域協議会の意味合いを持ちながら、骨格的には附属機関として位置づけている。他の附属機関との違いは、単に市長からの諮問に応じるものの他に、地域振興に必要な政策について提言ができることになっている。
 - (委員) 地域自治センターの機能も徐々に縮小されて、いずれは支所になってしまうのではないかと懸念もされている。地域協議会の機能強化とするならば、具体的に記述をした方がいいと思う。
 - (事務局) この問題については、継続しての課題になるかと思う。
 - (委員) 取組項目「地域協議会の役割の発揮」で、委員選考の考え方の確認とあるが、地域協議会の委員の任期は2年となっているが、特に自治会長はその任期が1年であることが多い中、任期2年を務めることが難しくなっている。確認とはどのようなことを確認したのか。
 - (事務局) 地域協議会の委員は、地域住民の代表、商工農政関係、PTA等の地域の目的別組織、学識経験者、公募の区分によって選出されている。地域住民代表として自治会長に委員になっていただいているが、ご指摘のとおり大部分が1年で交代となってしまう。自治

会長の任期を2年にという話も過去にはあったが、自治会の事情等もあり実現には至らなかった。

しかし、地域協議会の委員から自治会長を除くことは難しいので、選出区分を堅持しながら選考していくしかないという市民参加・協働推進課から報告を受けている。

(委員) 取組項目「広報・公聴の新しい仕組みづくり」の中で、「広報」については取組が行われているが、「公聴」に関しては取組が少ないように見受けられる。行政にとっては、「公聴」も大切なのではないか。

(事務局) 「広報・公聴」と記載があるが、まず検討したのが「広報」についてであった。「公聴」に関しても重要な取組事項であるので、次期集中改革プランに盛り込むべきということなら検討したい。

(委員) 新しい仕組みづくりとあるので、パブリックコメントだけでなく他の方法も検討する必要があると思う。

(委員) 定員管理の適正化とあるが、職員を極端に減らすと住民サービスに影響が出ると思う。現上田市として適正な人員はどの程度と考えているか。

(事務局) 職員の適正数というのは難しい問題だが、合併時、職員数の参考にしたのは類似団体である栃木県小山市であった。その際、合併時の上田市は小山市と比較して187人多かったということで、187人の減員をひとつの目標として進めてきた。しかし、公立保育所や市民病院を多く抱える自治体では、職員数は必然的に多くなってしまふ。

事務事業を細かく精査し、必要人員を積算すれば全体の職員数は出るかもしれないが、合併後、新規に増えた事業も多いので、そういった事情も勘案しつつ、定員適正化計画も見直しをしていくことが必要だと考えている。

(委員) これまでと同程度の住民サービスを行っていく中で、人員を減らしていくということならば、正規職員が臨時職員に替わっていくだけ。住民サービスの見直しもしていけないと職員数は減っていかない。

(委員) 附属機関の委員会数はいくつあるのか。

(事務局) 現在54委員会ある。

(委員) 人事評価制度の充実については、達成度が「 」となっているが、具体的にはどう充実されてきたのか。

(事務局) H22年度の取組として、評価する側の評価基準を統一させておく必要があることから、必要な研修を充実させてきた。

(委員) 保育所の統廃合について取組項目にあるが、人口減少地域の小規模園が廃止されると困る地域もあると思う。

(事務局) 取組項目として保育園の民営化が狙いに乗っているのは、行政改革の考え方として民間でできることは民間でという基本的な考え方があるため。一方、担当課の保育課としては、まず公立保育園の適正配置の方針を示した。民営化とは若干違うが、一定の方向性が出たことを評価したもの。

(委員) 施設の経営健全化計画の実施について、目標数に実績が届いていない場合も「 」という評価があるのはなぜか。

(事務局) 目標数として利用者数と利用料収入があるが、利用者数が目標に届いていれば達成できたと判断した。

(委員) 前年度の実績から考えると目標の設定が高すぎると思われる施設もあるが。

(事務局) 赤字を抱えている施設が多い中、一昨年、経営健全化計画の作成を指示した。目標値はその計画時の数値になっている。利用者数増加の具体的な方策がないままでの高い目標数値の設定は、意味のないものになってしまう。

(委員) 公共施設の多くは採算を厳密に考えず、住民サービスのために設置されているものが多いと思う。このような中、採算が見合うようにと方針を出されても無理が生じるのではないか。今後、維持管理費が多分に掛かり、採算が合わない施設については、最終的

には廃止するなどの大改革が必要と思う。

(委員) 施設によって目標の項目がまちまちなので、統一が必要と思う。

(事務局) 今後は、行政が宿泊施設を運営する必要があるのかどうかの議論や、赤字であってもどの程度ならば公費の負担が適正であるのかについて、一定程度の考え方を整理する必要があると考えている。

(委員) 教育委員会事務局の体制の改革については、社会教育法等に抵触しないか。

(事務局) 抵触はしない。

教育委員会の公民館の関係については、現状、公民館は地域づくりの核としての役割も多く担っていることから、行財政改革推進委員会の提言に沿った形で今年度から公民館館長を地域振興政策幹として位置づけた。

行財政改革推進委員会の提言を受けて、各種業務のうち市長部局と教育委員会部局で重複してしまっているものについて整理、検討を行ってきた。

(委員) 教育委員会の業務を整理する中で、各地域教育事務所の機能が本庁へ集約されたが、各地域は相談窓口が縮小されてしまい、特に、不登校児童の相談などがしづらくなった面もある。

(委員) 行政改革全体としては、行政をなるべくスリムにという流れがある。その中で、市民サービスを低下させないように、まさしく市民協働で方策を練っていく必要があると思う。

5 その他

次回委員会 平成23年10月4日(火) 午前10時から

* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。

* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。